附則第八条第三項中「第四十二条の四」を「第四十二条の四、」に、「、第十三項及び第十八項」を「及び第十四項、」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　当分の間、租税特別措置法第四十二条の五第二項に規定する中小企業者等（次項から第十一項まで及び第十三項において「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第七項並びに第八項第六号ロ及び第七号」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」とする。

附則第八条第十九項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二の五第四項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」を「、「第四十二条の十二の五第一項及び第二項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第二項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五第二項及び第三項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第三項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項第四号ロ